

議案第140号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例案

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条の2の見出しを「(再任用職員についての適用除外)」に改め、同条中「、第4条の3及び第5条の2」を「及び第4条の3」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項」を削る。

第10条の4を第10条の5とし、第10条の3を第10条の4とし、第10条の2の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員についての適用除外)
第10条の3 第4条、第4条の3及び第5条の2の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

単身赴任手当の支給対象となる者の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（抄）

（再任用職員等についての適用除外）

第10条の2 第4条、 第4条の3 及び第5条の2の規定は、法第28条の4第1項若しくは第28
及び 又は

条の5第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項
の規定により採用された職員には適用しない。

（育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員についての適用除外）

第10条の3 第4条、第4条の3 及び第5条の2の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法
律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

第10条の3 - 第10条の4
第10条の4 第10条の5